

一般社団法人鹿児島県スポーツ振興センター

一般社団法人鹿児島県スポーツ振興センター会員規約

-会員憲章-

私たちは、一般社団法人鹿児島県スポーツ振興センターの会員として、鹿児島のスポーツの発展のために貢献することを誓います。

<第1章 総則>

第1条（本会員規約の範囲）

1. 本規約は、一般社団法人鹿児島県スポーツ振興センター（以下本法人とする）の定款の定める会員となった個人または団体に適用されます。

第2条（会員）

1. 本法人の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、会員制度への入会を申し込み、本法人が承認したものを会員といたします。

2. 会員とは、本法人の正会員、賛助会員をいいます。

① 正会員 本法人の認定を受け、本法人の目的に賛同し、別途定める会費を納める個人または団体

② 賛助会員 本法人の目的に協力するもので、別途定める会費を納める個人または団体

<第2章 入会申し込みと契約>

第3条（申し込み）

1. 入会を希望する者は、本法人指定の入会申込書に必要事項を記入の上本法人に提出し、入会を申し込むものとします。

第4条（入会申し込みの不承認）

1. 以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがあります。

① 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合

② 入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合

③ 過去に本法人から会員資格を取り消されたことがある場合

④ その他、本法人が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第5条（会費）

1. 会費は年会費制とし、入会時および第7条に定める会員資格の更新時まで、一括で支払うものとします。

2. 入会金は、定めがあるものについては、入会時に一括で支払うものとします。

3. 入会金および会費は、別紙に定めるとおりとします。

第6条（会費等の払い戻し）

1. 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第7条（有効期間）

1. 本規約に基づく会員契約期間は、契約時から平成26年3月31日までとします。
2. 期間満了日の1 ヶ月前までに、会員または本法人から相手方に対し、書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とします。

第8条（変更の届け出）

1. 会員は、その名称、住所、連絡先等、本法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。
2. 会員が第1項の変更申し込みをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、本法人はその責任を一切負わないものとします。

第9条（退会）

1. 会員は、本法人所定の手続きにより、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も本法人に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

第10条（会員資格の取り消し）

1. 本法人は、会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとします。
 - ① 成年被後見人または被保佐人になったとき
 - ② 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき
 - ③ 定期的に会費を納入せず、本法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき
 - ④ 総正会員の同意があったとき
 - ⑤ 本法人が管理を受託している知的財産または技術（文書図画等および電磁的方法によって指示されるもの、機械器具類を含む）を、寄託者または原権利者、本法人の承諾なくして他の者に再実施させたとき
 - ⑥ 本規約または、その他本法人が定める規定に違反した場合
 - ⑦ 本法人の名誉を毀損し、または本法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき
 - ⑧ その他、本法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

<第3章 サービス>

第11条（サービスの利用）

1. 会員は、本法人の行う以下のサービスを優先的に利用することができます。
 - ① 会報誌（不定期）をメールにて配信します。
 - ② 本法人が主催するスポーツ教室、セミナー、講演会、普及活動などに優先的に参加することができます。
 - ③ 本法人が主催または主管する本法人所属チームの試合等の入場チケットを優先的に購

入することができます。

④ 正会員においては、年1回以上開催される本クラブの総会に参加することができます。

<第4章 著作権および商標等>

第12条 (著作権)

1. サービスによって提供される情報の著作権は本法人に属します。

第13条 (情報の二次使用)

1. サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

第14条 (商号および商標等の利用)

1. 本法人が定めた商号および商標等を利用する場合は、事前に理事会の承認を得る必要があります。

2. 商号および商標等の利用について、利用頻度、用途に応じて一定の利用料を徴収することがあります。

<第5章 本会員規約の追加・変更>

第15条 (規約の追加・変更)

1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとします。

<第6章 免責および損害賠償>

第16条 (免責および損害賠償)

1. 会員は、本法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本法人は一切責任を負わないものとします。

2. 万が一、本法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本法人は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。

3. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

付則

本会員規約は、平成25年4月1日より施行します。

一般社団法人鹿児島県スポーツ振興センター